

**ICT活用工事(土工)実施要領(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表**

条	旧条文(平成31年4月)	条	新条文(令和2年4月1日一部改正)	備考
1	<p>第1条 概要 ICT活用工事とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成等 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p>	2	<p>第1条 概要 ICT活用工事とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>なお、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施するなど、生産性向上のために現場条件に合わせて個別にICT施工技術を採用してもICT活用工事とする。</p> <p>① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ ICT建設機械による施工 ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品</p> <p>請負者からの提案により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工(床堀)にICT施工技術を活用する場合は、それぞれ各実施要領及び積算要領を参照すること。</p>	適用基準の更新
2	<p>③ ICT建設機械による施工 3次元設計データを用い、下記1)、2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <p>1) 3次元MC又は3次元MGブルドーザ 2) 3次元MC又は3次元MGバックホウ ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称</p>	2	<p>③ ICT建設機械による施工 3次元設計データを用い、下記1)、2)及び地盤改良工を行う場合は2)、3)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <p>1) 3次元MC又は3次元MGブルドーザ 2) 3次元MC又は3次元MGバックホウ 3) 3次元MGバックホウ機能をベースマシンに持つ地盤改良機 ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称</p>	適用基準の更新
2	<p>④3次元出来形管理等の施工管理 工事の施工管理において、下記(1)、(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理 下記1)～8)から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。</p> <p>1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4)トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5)RTK-GNSSを用いた出来形管理 6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 8)その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p>	2	<p>①3次元出来形管理等の施工管理 工事の施工管理において、下記(1)、(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1)出来形管理 下記1)～10)から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。</p> <p>1)空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2)地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3)トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 4)トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5)RTK-GNSSを用いた出来形管理 6)無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8)施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削) 9)施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工) 10)その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p>	適用基準の更新

ICT活用工事(土工)実施要領(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

条	旧条文(平成31年4月)							条	新条文(令和2年4月1日一部改正)							備考			
2	<表-1 ICT活用工事と適用>							2	<表-1 ICT活用工事と適用工種>							適用基準の更新			
	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理		備考	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用			監督・検査 施工管理	備考	
					新設	修繕								新設	修繕				
	3次元測量/ 3次元出 来形管理 等の施工 管理	空中写真測量(無人航空機)による起工測量/出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,2,3,8,9			3次元土工 測量/3次 元出 来形 管理 等の 施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○		1,2,3,8,9		
		地上型レーザースキャナーによる起工測量/出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	4,5,10				地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○		4,5,10		
		トータルステーション等光波方式による起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	11,12				トータルステーション等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○		11,12		
		トータルステーション(ノンプリズム方式)による起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	13,14				トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○		13,14		
		RTK-GNSSによる起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	15,16				RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○		15,16		
		無人航空機搭載型レーザースキャナーによる起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	3,9,17,18				無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○		3,9,17,18		
		地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	19,20				地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○		19,20		
ICT建設 機械による 施工	3次元MC(ブルドーザ)技術、3次元MG(ブルドーザ)技術	まきだし 敷均し 掘削	ブルドーザ	○	○			ICT建設 機械による 施工	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	-	○	○	23,24,29,30	バックホウ ICT 地盤 改良機械				
	3次元MC(バックホウ)技術、3次元MG(バックホウ)技術	掘削	バックホウ	○	○				トータルステーション等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(舗装工事)	出来形計測	-	○	○	25,26					
3次元出来 形管理等 の施工管 理	TS-GNSSによる締固め管理技術	締固め回数 管理	ローラー ブルドーザ	○	○	6,7		3次元計測 技術を用いた 出来形計測	出来形計測	-	○	○	31,32						
	【凡例】 ○:適用可能 △:一部適用可能 -:適用外																		
								ICT建設 機械による 施工	3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷均し 掘削	ブルドーザ	○	○						
							3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術		掘削 整形 床固	バックホウ	○	○							
							3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術		地盤改良	ICT 地盤改良機械	○	-							
	3次元出来 形管理等 の施工管 理	TS-GNSSによる締固め管理技術	締固め回数 管理	ローラー ブルドーザ	○	○	6,7		3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	6,7					

ICT活用工事(土工)実施要領(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

条	旧条文(平成31年4月)	条	新条文(令和2年4月1日一部改正)	備考
2	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>2. 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>3. 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>4. 地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>5. 地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>6. TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)</li> <li>7. TS・GNSSを用いた盛土の締固めの監督・検査要領(案)</li> <li>8. UAVを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</li> <li>9. 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)－国土地理院</li> <li>10. 地上レーザーสキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</li> <li>11. トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>12. トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督検査要領(土工編)(案)</li> <li>13. TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>14. TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督検査要領(土工編)(案)</li> <li>15. RTK－GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>16. RTK－GNSSを用いた出来形管理の監督検査要領(土工編)(案)</li> <li>17. 無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>18. 無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督検査要領(土工編)(案)</li> <li>19. 地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>20. 地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督検査要領(土工編)(案)</li> </ol> <p>(注:上記各要領において国の仕様書等の記載は県の仕様書等に読み替えるものとし、県の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。)</p>	2	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>2. 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>3. 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>4. 地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>5. 地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>6. TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(土工編)(案)</li> <li>7. TS・GNSSを用いた盛土の締固めの監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>8. UAVを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</li> <li>9. 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)－国土地理院</li> <li>10. 地上レーザーสキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</li> <li>11. トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>12. トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督検査要領(土工編)(案)</li> <li>13. トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>14. トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>15. RTK－GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>16. RTK－GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>17. 無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>18. 無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>19. 地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)</li> <li>20. 地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>21. 音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)</li> <li>22. 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)</li> <li>23. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(河川浚渫工事編)(案)</li> <li>24. 施工履歴データを用いた出来形管理の監督検査要領(河川浚渫工事編)(案)</li> <li>25. トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理(舗装工事編)(案)</li> <li>26. トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</li> <li>27. トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理(護岸工事編)(案)</li> <li>28. トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)</li> <li>29. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理工・中層地盤改良工事編)(案)</li> <li>30. 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理工・中層地盤改良工事編)(案)</li> <li>31. 3次元計測技術を用いた出来形計測要領(案)</li> <li>32. 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)</li> </ol> <p>(注:上記各要領において国の仕様書等の記載は県の仕様書等に読み替えるものとし、県の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。)</p>	適用基準の更新

ICT活用工事(土工)実施要領(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

条	旧条文(平成31年4月)	条	新条文(令和2年4月1日一部改正)	備考
3	<p>第3条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、「一般土木工事」を原則とし、下記1)、2)に該当する工事とする。 1) 河川、海岸、砂防土工 掘削工、盛土工及び法面整形工 2) 道路土工 掘削工、路体盛土工、路床盛土工及び法面整形工 (2)適用対象外</p>	3	<p>第3条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、「一般土木工事」、「アスファルト舗装工事」、「セメント・コンクリート舗装工事」、「法面処理工事」、及び「維持修繕工事」を原則とし、下記(1)、(2)に該当する工事とする。 <b>(1)対象工種</b> ICT対象工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。 1) 河川、海岸、砂防土工 掘削工(河床等掘削を含む)、盛土工及び法面整形工 2) 道路土工 掘削工、路体盛土工、路床盛土工及び法面整形工 ただし、上記対象とならない同種の工事においても、請負者がICT活用工事の実施を希望する場合は監督員あて協議することができる。 (2)適用対象外</p>	制度の改正 表現の適正化
4	<p>第4条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は下記の(1)～(2)によるものとする。 (1) 発注者指定型 第3条の対象工事であり、1工事において掘削又は盛土のいずれかの小計が5,000m3以上のもので、且つ予定価格(消費税を含む)が5千万円以上のもの。 ※発注者指定型による場合は工事名の末尾に「(ICT活用工事)」と明示すること。 ※発注者指定型による場合は特記仕様書に発注者指定型であることを明示すること (2) 受注者希望型 第3条の対象工種を含む工事全て。 なお、請負者がICT活用工事の実施を希望する場合、「ICT活用工事計画書」(別紙-1)の内、実施する項目にチェックし、あらかじめ監督員と協議を行う。 監督員は、本協議を受理・指示する。</p>	4	<p>第4条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は下記の(1)～(2)によるものとする。 (1) 発注者指定型 第3条の対象工事であり、1工事において掘削又は盛土のいずれかの小計が5,000m3以上のもので、且つ予定価格(消費税を含む)が5千万円以上のもの。 ※発注者指定型による場合は工事名の末尾に「(ICT活用工事)」と明示すること。 ※発注者指定型による場合は特記仕様書に発注者指定型であることを明示すること。 (2) 受注者希望型 第3条の対象工事全て。 請負者がICT活用工事の実施を希望する場合、「建設ICT活用計画書(土工)」(別紙-1)の内、実施する項目にチェックし、あらかじめ監督員と協議を行う。 監督員は、本協議を受理・指示する。 このほか、ICT土工の受注者希望型は、設計図書への明示又は不明示により、以下のとおり分類する。 <b>(2)-1 受注者希望1型</b> 第3条の対象工事であり、1工事において掘削又は盛土のいずれかの小計が1,000m3以上のものであり、且つ設計図書に明示されたもの。 なお、希望1型の請負者が、施工現場の環境条件等によりICT活用工事を実施できない場合は、別紙(記載例-1)により監督員あて協議すること。 ※受注者希望1型による場合は工事名の末尾に「(ICT土工・希望1型)」と明示すること。 ※受注者希望1型による場合は特記仕様書に受注者希望1型であることを明示すること。 <b>(2)-2 受注者希望2型</b> 第3条の対象工事全て。(希望1型を除く)</p>	制度の改正

ICT活用工事(土工)実施要領(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

条	旧条文(平成31年4月)	条	新条文(令和2年4月1日一部改正)	備考																																									
	条文無し	6	<p><b>2. 取組証の発行</b> 前項の規定により工事成績評定において評価した工事のうち、第2条③で定めた「(3)ICT建設機械による施工」を実施した場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して「ICT活用工事取組証」(別紙-2)を発行するものとする。 なお、取組証発行は、「土木工事業」、「舗装工事業」、「しゅんせつ工事業」、「とび・土工事業」による発注業種を対象とする。</p>	制度の改正																																									
7	<p>第7条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表—3に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;表—3 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>発注者指定型</th> <th>受注者希望型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3次元起工測量<sup>注1</sup></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">実施した場合は、見積りにより変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元設計データ作成<sup>注2</sup></td> <td style="text-align: center;">見積りにより変更積算</td> <td style="text-align: center;">実施した場合は、 見積りにより変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元データによる施工計画等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械による施工<sup>注3</sup></td> <td style="text-align: center;">当初から積算</td> <td style="text-align: center;">実施した場合は変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元出来形管理等の施工管理</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>3次元データの納品</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 測量結果を3次元設計データと併せて活用した場合を対象 注2: 作成した3次元設計データをICT建設機械による施工や、出来形管理に活用した場合を対象 注3: ICT建設機械の積算歩掛は、砂防土工を対象外としているため、当面の間は積算の対象から除く</p>		発注者指定型	受注者希望型	3次元起工測量 <sup>注1</sup>	実施した場合は、見積りにより変更積算		3次元設計データ作成 <sup>注2</sup>	見積りにより変更積算	実施した場合は、 見積りにより変更積算	3次元データによる施工計画等	—		ICT建設機械による施工 <sup>注3</sup>	当初から積算	実施した場合は変更積算	3次元出来形管理等の施工管理	—		3次元データの納品	—		<p>第7条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表—3に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;表—3 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>発注者指定型</th> <th>受注者希望型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3次元起工測量</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">実施した場合は、見積りにより変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元設計データ作成<sup>注1</sup></td> <td style="text-align: center;">見積りにより変更積算</td> <td style="text-align: center;">実施した場合は、 見積りにより変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元データによる施工計画等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械による施工<sup>注2</sup></td> <td style="text-align: center;">当初から積算</td> <td style="text-align: center;">実施した場合は変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元出来形管理等の施工管理</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>3次元データの納品</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用した場合を対象 注2: ICT建設機械の積算歩掛は、砂防土工を対象としているため、当面の間は、積算の対象から除く</p>		発注者指定型	受注者希望型	3次元起工測量	実施した場合は、見積りにより変更積算		3次元設計データ作成 <sup>注1</sup>	見積りにより変更積算	実施した場合は、 見積りにより変更積算	3次元データによる施工計画等	—		ICT建設機械による施工 <sup>注2</sup>	当初から積算	実施した場合は変更積算	3次元出来形管理等の施工管理	—		3次元データの納品	—		制度の改正
	発注者指定型	受注者希望型																																											
3次元起工測量 <sup>注1</sup>	実施した場合は、見積りにより変更積算																																												
3次元設計データ作成 <sup>注2</sup>	見積りにより変更積算	実施した場合は、 見積りにより変更積算																																											
3次元データによる施工計画等	—																																												
ICT建設機械による施工 <sup>注3</sup>	当初から積算	実施した場合は変更積算																																											
3次元出来形管理等の施工管理	—																																												
3次元データの納品	—																																												
	発注者指定型	受注者希望型																																											
3次元起工測量	実施した場合は、見積りにより変更積算																																												
3次元設計データ作成 <sup>注1</sup>	見積りにより変更積算	実施した場合は、 見積りにより変更積算																																											
3次元データによる施工計画等	—																																												
ICT建設機械による施工 <sup>注2</sup>	当初から積算	実施した場合は変更積算																																											
3次元出来形管理等の施工管理	—																																												
3次元データの納品	—																																												
7	<p>2. 積算方法 積算方法は下記(1)～(3)によるものとする。 (1) 3次元起工測量及び3次元設計データ作成 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。 見積り徴収にあたり、別紙-1「ICT活用工事の見積書の依頼について」を参考にすること。 (2) 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施 3次元データによる施工計画及び設計図書照査にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上しない。 (3) ICT建設機械による施工 ICT建設機械については、「積算基準及び歩掛表 愛知県建設部」に基づき積算を実施するものとする。 ただし、砂防土工は、積算計上の対象外とする。 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 3次元出来形管理等の施工管理にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上しない。 (5) 3次元データの納品 3次元データの納品にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上しない。</p>	<p>2. 積算方法 積算方法は下記(1)～(5)によるほか、「ICT活用工事(土工)積算要領 愛知県」によるものとする。 <b>このほか、河床等掘削については、「ICT活用工事(河床等掘削)積算要領 愛知県」により、必要な経費を計上する。</b> (1) 3次元起工測量及び3次元設計データ作成 3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。 見積り徴収にあたり、別紙-3「ICTの活用に係る見積り書の依頼について」を参考にすること。 (2) 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施 3次元データによる施工計画及び設計図書照査にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上しない。 (3) ICT建設機械による施工 ICT建設機械については、「積算基準及び歩掛表 愛知県建設局」に基づき積算を実施するものとする。 ただし、砂防土工は、積算計上の対象外とする。 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 3次元出来形管理等の施工管理にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上しない。 (5) 3次元データの納品 3次元データの納品にかかる費用については、間接費に含まれることから別途計上しない。</p>	制度の改正 組織改編																																										

### ICT活用工事(土工)実施要領(令和2年4月1日一部改正) 新旧対照表

条	旧条文(平成31年4月)	条	新条文(令和2年4月1日一部改正)	備考
	<p>附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p>		<p>附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p style="color: red;">この要領は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、第6条第2項の規定による取組証発行については、平成31年4月1日以降、新規に契約した工事から適用する。</p>	適用日制度の改正
	別紙-1 建設ICT活用計画書(土工)		別紙-1 建設ICT活用計画書(土工)	一部注記変更
			別紙-2 ICT活用工事取組証	様式追加 (各要領へ掲載)
	別紙-1 ICTの活用に係る見積り書の依頼について		別紙-3 ICTの活用に係る見積り書の依頼について	表現の適正化
			別紙(記載例-1) 工事打合簿	様式追加